平成２４年（フ）第１８８号
広島市東区曙５丁目３番23号
破産者　株式会社吉建工業
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７号
最後の住所埼玉県深谷市桜ケ丘157番地
破産者　亡関輪晴男相続財産
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９０号
東京都江東区枝川１丁目６－８－603、住民票上の住所東京都江東区豊洲３丁目５－３－704
破産者　武田　広人
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８号
東京都町田市大蔵町469番地
破産者　株式会社エスティーエスエンタープライズ
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８９号
東京都日野市南平７丁目16番地の106
破産者　辻本　陽介
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２６号
東京都八王子市南陽台２丁目12番３号
破産者　有限会社ダイニチエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８３１号
東京都国分寺市東元町３丁目30番６号ハイツエコー102
破産者　石川　　優
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４４号
横浜市港南区野庭町611番地１号棟185号
破産者　フォルサムジャパン有限会社
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７８号
神奈川県大和市西鶴間５丁目3494番地１
破産者　株式会社ライフコントロール
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５１号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字宮川原２番地の44
破産者　日昇建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
京都市伏見区竹田七瀬川町99番地２
破産者　有限会社道
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
島根県飯石郡飯南町上赤名496番地
破産者　双葉観光株式会社
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
香川県綾歌郡綾川町滝宮2615番地１
破産者　株式会社トータル・ライフサービス
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７８号
栃木県下野市小金井2883番地
破産者　株式会社カーコーナー三峯
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２２０号
千葉県山武郡大網白里町大網3961番地
破産者　有限会社キング
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市卸本町28番１号
破産者　有限会社東朋商事
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１５６９号
千葉県市川市大野町２丁目1914番地１　202
破産者　長島　　昭
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３７号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目32番21号ジェンティーレ幕張本郷305号
破産者　中島ロコス、ステフエン
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２０号
千葉市花見川区宮野木台２丁目10番38号　ロイヤルグランデ宮野木台401号
破産者　戸谷　武文
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２１号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目44番地25
破産者　有限会社戸谷
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
千葉市花見川区宮野木台２丁目10番38号　ロイヤルグランデ宮野木台401号
破産者　戸谷　紀子
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係